

議案第230号

福岡市の区域内における春日市道の設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、春日市が本市の区域内に市道の一部を設置することについて、春日市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市の区域内における春日市道の設置に関する協議について

春日市が本市の区域内に市道の一部を設置することについて、次の規約により春日市と協議する。

福岡市の区域内における春日市道の設置に関する規約

(市道の設置)

第1条 春日市は、福岡市の区域内に春日市道第259号路線（以下「市道」という。）の一部を次のように設置する。

路 線 名	区 間	道 路 の 区 域	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
第259号路線	春日市須玖南七丁目62番地先から 福岡市南区日佐三丁目123番17地先まで	1.70～3.40	29.74

(市道の維持管理)

第2条 市道の維持管理は、春日市が行うものとする。

(経費の負担)

第3条 市道の維持管理に要する経費は、春日市が負担するものとする。

附 則

この規約は、協議成立の日から施行する。